

令和5年11月14日
清掃・リサイクル部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自転車の転倒事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

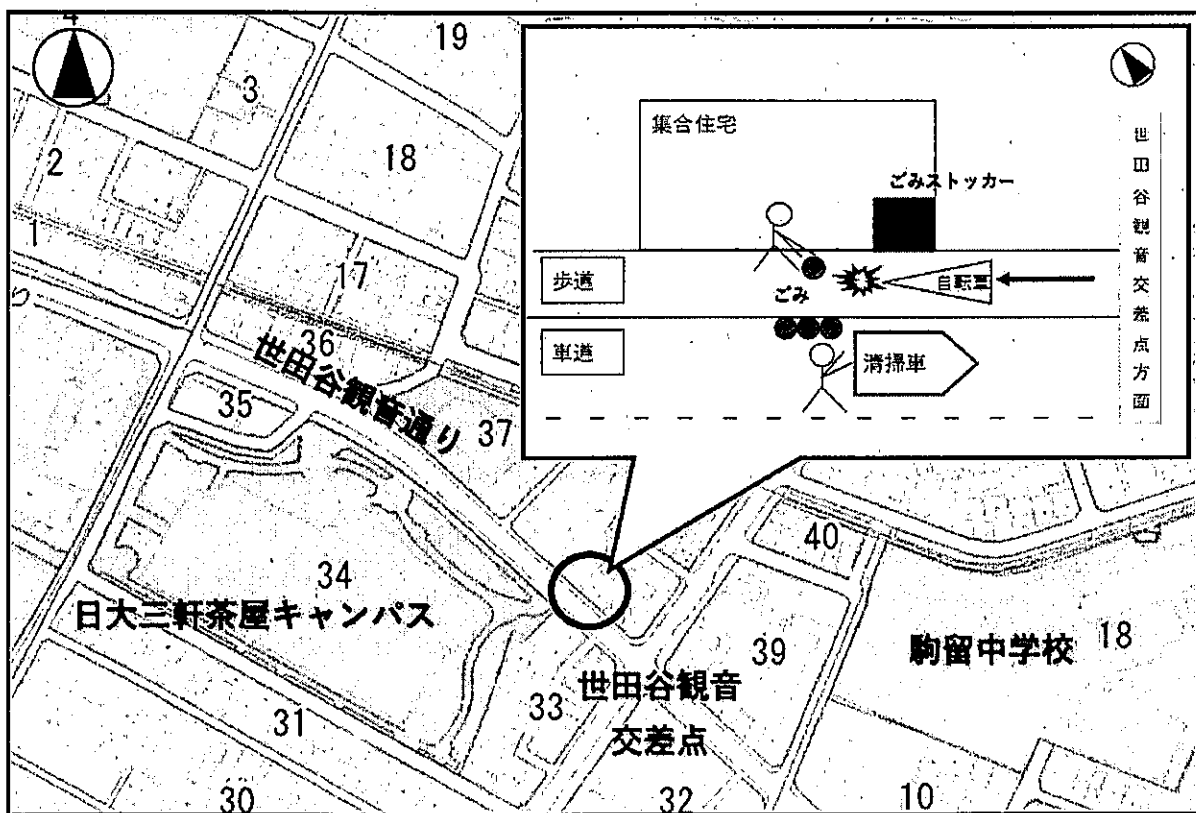
(1) 発生日時 令和4年12月5日(月) 午前10時10分頃
(天候:曇り)

(2) 発生場所 世田谷区下馬三丁目38番先路上

(3) 相手方 乙 ()

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員1名が事故発生場所付近のごみストッカーからごみ袋を取り出し、車道上の小型プレス車の前にいるもう1名の職員へ渡すためにごみ袋を歩道上へ投げおいた際、歩道を自転車で走行してきた乙がごみ袋に気づき、急ブレーキをかけ自転車が転倒した。

(現場説明図)



(5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：なし
乙 人身：左手首骨挫傷及び捻挫、左肋骨骨折、
右膝・右掌・右こめかみの打撲及び擦過傷
物損：自転車、靴

(6) 過失割合 甲 80% : 乙 20%

2 乙への損害賠償額 595,169円
(特別区自治体総合賠償責任保険より全額補てん)

3 専決処分日 令和5年11月1日